

○山井委員 これから四十分間、質問をさせていただきます。

午前中から続いている議論は、十一月二十日の時点で安倍総理は、明細書はもらっていないということを言い続けておられます。そういう意味では、もし、午前中、辻元議員が回答を得たこの全日空ホテルからの回答、これは正式回答であります、このとおりであるならば、安倍総理は十一月二十日から三カ月間にわたって国会で何度も虚偽答弁をされていたのではないかという疑いが上がっております。

コロナウイルスあるいはGDPの下落、さまざまな問題を私たち議論をしたいと思っておりますが、一番根本となるのは、国会の場で安倍総理がおっしゃっていることが真実なのか否か、その土台が揺らいでいる問題であります。安倍総理の答弁を国民が信用できなくなったら、これは国会審議も行政も全く動きません。

そこで、安倍総理の政治姿勢ということで、この桜を見る会の問題、根本問題、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、先日、川内議員の質問で、きょうの配付資料にあります、安倍昭恵夫人のフェイスブックの資料を載せさせていただきました。この配付資料、皆さん、お手元にあるかと思っております。この安倍昭恵夫人のフェイスブック、見ていただいたと思っております。これは、下関で開かれた、二〇一六年、今この安倍昭恵夫人のフェイスブックは公開されております。二〇一六年夏の花火大会の際のUZUハウスのパーティーであります。そこに安倍総理、写っております。そして安倍昭恵夫人、写っております。その中に、マルチ商法の当時の社長と見られる人物が写っているわけでありまして。こちらの写真の人物。その方が、桜を見る会の前夜祭の写真にも写っております。また、安倍総理にもお渡ししましたが、桜を見る会にも、安倍後援会のバスに乗って参加しているという写真が、この方自身のフェイスブックにございました。

安倍総理は、前回、川内議員の質問に対して、このマルチ商法の当時の社長の方は、桜を見る会にも前夜祭にも来ていないんじゃないかと。しかし、もう一枚の安倍昭恵夫人のフェイスブック、これは今も出ております、二十ページ。このホテルニューオータニの背景、安倍総理の青いネクタイ、そして昭恵夫人の桃色の衣装、この写真と、誰が見ても一緒ですよ。

前回、安倍総理は、来ているかどうかわからないとおっしゃいましたが、事前にこの写真も、さらに、フェイスブックで、このマルチの当時の社長が桜を見る会に来られている、安倍後援会のバスの写真も出ておりました。そういうものを事前にお渡ししております。

そこでお聞きしたいんですけれども、このマルチの社長は前夜祭と桜を見る会に来られたということはお認めになりますか。

○安倍内閣総理大臣 正直申し上げて、たくさんの人々と写真を撮ります。また、その今最初にお見せになられた場所、これは下関で花火大会があって、たくさんの人たちとともにその場所に行ったところでございます、私自身は、正直申し上げて、妻もですね、当該人物を存じ上げておりませんし、個人的な関係はないということは改めてはっきりと申し上げておきたいと思っておりますし、また、報道によれば、当該人物自身も、総理夫妻と写真撮影をした断片的な記憶はあるが知り合いという認識はない旨回答をされていると承知をしておりますし、私自身もその人物と個人的な関係というのは一切ないということでございますし、顔にも、正直、見覚えは全くないのでございます。

であるからして、また同時に、桜を見る会の個々の招待者やその推薦元については、個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含め、従来から回答を差し控えさせていただいているところでございます。

一方、一般論として申し上げれば、桜を見る会が企業や個人の違法、不当な活動に利用されるようなことは決して容認できるものではない、これは繰り返し答弁をさせていただいているところでございます。

○山井委員 この報道にありますように、この社長が安倍総理や昭恵夫人と桜を見る会前夜祭でツーショットあるいは一緒に写真を撮ったものを利用して、このマルチ商法の被害者が非常にふえてしまったということで、甚大な被害が出ております。

ただ、安倍総理、私の質問したことに答えていただきたいんですけれども、写真はあるんです、本人がフェイス

ブックで、桜を見る会に行ったと。そのフェイスブックもお渡ししました、事前に。そして、この写真も、同じ背景、同じ服装であるんです。

ということは、さすがにこれは証拠があるわけですから、写真が、このマルチの社長が桜を見る会と前夜祭に出席されたということはお認めいただけますか。

○安倍内閣総理大臣 この写真というのは、一つは下関ですから、桜を見る会とは関係ありませんよね。(山井委員「いえいえ、まずは、そうしたら、下関のことをお答えください」と呼ぶ) 下関は、もう先ほど申し上げたとおりでありまして……(発言する者あり)

○棚橋委員長 では、再度、もう一度御質問ください。

○山井委員 安倍総理がおっしゃるんですけど、これ、昭恵夫人のフェイスブックに出ているわけですからね。ここにその社長が出ていますから、写真が。このUZUハウスの、昭恵夫人の、ここに書いてありますね、「昨晩はクラウドファンディングでご支援頂いた皆さんとUZUハウスで花火を見ました。」、その写真。

ということは、この昭恵夫人のUZUハウスのパーティーにはマルチ商法の社長が出席していたということはお認めになりますね。ここに、今もホームページに出ているわけですから。(発言する者あり)

○棚橋委員長 山井委員、まずは下関の見解。

御静粛をお願いします。頼むからお願いします。

○安倍内閣総理大臣 まずは、その場所がどこにあるのか、どういうオケージョンであったかといえば、関門の花火大会がございました。そして、私、その関門の花火大会に行きまして、物すごくたくさんの人たちがいて、その場所に歩いて移動していく、ぞろぞろ行くわけがございます。途中、私は飛ばして車で行ったところがございますが。その後そこに行くということについては多くの人たちも知っていたわけございまして、かなりオープンなスペースであった。

ただ、警備の都合上、一人一人そのゲストというものは渡していたということでございますが、その中で、中に多くの方々も入っていたという認識でございまして、そこに写っている人たちだけではなくて、ほかにもたくさん実はあって、何回かそういう写真も撮っているということでございますから、私もよく承知はしていないし、また、御本人も、私とは知り合いということではないという趣旨のことを報道で述べられている、このように承知をしております。

○山井委員 昭恵さんと総理と一緒に写真に写っておられるということ、それと、前夜祭と桜を見る会に出席されたということを指摘しておきたいと思います。

それで、きょうの配付資料にも入っておりますが、五ページ目、去る二月の十三日、「桜を見る会」を迫及する法律家の会の結成集会がございました。この中で、安倍総理のこの間の答弁、政治資金規正法違反あるいは公職選挙法違反を逃れるためにさまざまな珍答弁を重ねておられますが、そのことについて法律家としては黙ってられないということで、「桜を見る会」を迫及する法律家の会が結成されまして、百人程度の弁護士さんなどの呼びかけ人で、近いうちに百人の呼びかけ人が数百人になるのではないかと思いますけれども、そういう告発人を募って、そして、政治資金規正法違反や公職選挙法違反で安倍総理をこの桜を見る会に関して刑事告発をしようということで準備をされております。

ということは、これは現職の総理大臣が、そのような政治資金規正法違反や公職選挙法違反といいますが、これは公民権停止になるわけで、被選挙権も失うわけです、そのことがもし罪になればですけどもね。これは安倍事務所の担当者であれ。これは、そういう法律違反を安倍総理や安倍事務所が犯したのかどうかという大問題になってきております。

その中で、なぜけさからの辻元委員の全日空ホテルの回答が重要かといいますが、安倍総理は今まで、この前夜祭で、政治資金収支報告書に記載しなくていいという理由については、明細書ももらっていない、一人一人に領収書を出した、宛名も空欄、そういう安倍方式だから記載しなくていいんだということはこの三カ月間言い続けてこられたんです。それが、もし全日空の回答のように、安倍総理の今までから三カ月間おっしゃってこられたことがもし虚偽であったら、政治資金収支報告書に記載せねばならない。ということは、今不記載であることは政治資金規正法違反という、これは大問題になるわけです。

ですから、私たちは、法をつくる者、法を犯すべからず、最も法律を守るべき総理大臣が違法行為をしているのではないかということで、これは看過できないと考えているんです。

そこで、きょうの回答ですが、安倍総理、口頭で返事をもらわれたということですのでけれども、辻元清美事務所に対する回答はこう書いてあるんですね。まず質問として、二〇一三年以降七年間に貴ホテルで開かれたパーティー、宴会についてお伺いしますと。例外も条件もつけておりません。安倍総理、今見ていただいておりますね。以下、二〇一三年以降の七年間に貴ホテルで開かれたパーティー、宴会についてお伺いしますと。安倍総理は、二〇一三年、一四、一六年、三回ここで数百人規模の前夜祭を開いております。

安倍総理、まず、この質問ですね、二〇一三年以降七年間に貴ホテルで開かれたパーティー、宴席についてお伺いしますということで、安倍総理の前夜祭はここに含まれていますか。

○安倍内閣総理大臣 これはもう、先ほど来何回もお答えをされていて、時間をとって大変恐縮なんですけど、同じ質問でございますから同じ答えになってしまうのでございますが。

私の事務所が全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていない、わかりますか、回答には含まれていないとのことでありました。

桜を見る会前日の夕食会は、平成二十五年、二十六年及び二十八年の三回は全日空ホテルで実施をしました。私の事務所の職員はホテル側と事前に段取りの調整を行ったのみであり、明細書等の発行は受けていないとのことでありました。

また、領収書については、一般的に宛名は上様として発行する場合があります、夕食会でも上様としていた可能性はあるとのことでありました。

いずれにいたしましても、これまで私が繰り返し答弁してきたとおり、夕食会の費用については、ホテル側との合意に基づき、私の事務所の職員が会費を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受け付け終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払いがなされたとのことでありました。

○山井委員 いや、そもそもこれは、辻元議員は、安倍総理のことに限って聞いているんじゃないんですよ。二〇一三年以降、全てのパーティー、宴席についてお伺いして、貴ホテルが見積書や請求明細書を主催者側に発行しないケースがあったでしょうかということに関して、ございません、主催者に対して見積書や請求明細書を発行いたしますというふうに答弁をしているわけです。

さらに、この回答の最後にありますように、さきの文書での質問も含め、お問合せした今の質問について、主催者が政治家及び政治家関連の団体であることから対応を変えたことがありますかということに関して、ございませんと答えているわけですよ。これは書面でこう答えているわけですよ。

安倍総理、この書面での回答は重いですよ。ANA インターコンチネンタル東京広報推進室からの正式な回答です。この正式回答においては、例外があるとも全く書かれておりません。しかし、安倍総理が今おっしゃったのは口頭ですよ。口頭の問合せですよ。

これ、安倍総理、書面の回答と口頭の回答と、どちらを信頼されますか。

○安倍内閣総理大臣 今質問の中で、いみじくも、ちょっと聞いてください。いみじくも、私の前でちょっと、やめていただけますか。

○棚橋委員長 ちょっと黒岩委員、傍聴人が余り委員にあれしないでください。(発言する者あり) いや、川内委員、ちょっと御静粛に。

○安倍内閣総理大臣 今いみじくも委員が、これは安倍事務所のパーティーのことではありませんよとおっしゃったよね。ですから、一般論なんですよ。安倍事務所のことですって聞いたら、それは一般論ではない。しかし、そうではないとおっしゃった。ですから、だからこそ、私の事務所が全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、安倍事務所についてお答えをしたものではないということだと私は思いますよ。だって、それは聞いていないって、首を振っておられて、自分で今おっしゃいましたよね。

(発言する者あり)

○棚橋委員長 辻元委員、どうか御静粛に。(発言する者あり) 辻元委員、どうか御静粛に。

政府であろうと委員であろうと、御静粛をお願いします。

○安倍内閣総理大臣 私の事務所が全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないということでありました。(発言する者あり)

○棚橋委員長 誰ですか、傍聴人。御退席ください。衆議院規則並びに国会法によって命じます。

○安倍内閣総理大臣 桜を見る会前日の夕食会は、平成二十五年、二十六年及び二十八年の三回は全日空ホテルで実施いたしました。私の事務所の職員はホテル側と事前に段取りの調整を行ったのみであり、明細書等の発行は受けていないとのことでありました。

また、領収書については、一般的に宛名は上様として発行する場合があります、夕食会でも上様としていた可能性はあるとのことでありました。

いずれにいたしましても、これまで私が繰り返し答弁してきたとおり、夕食会の費用については、ホテル側との合意に基づき、私の事務所の職員が会費を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受け付け終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払いがなされたとのことであります。

同じ質問でございますから同じ答弁とさせていただきます。

○山井委員 いや、これは、正式な質問に対して正式に文書で回答しているわけです。それに対して口頭で確認したと言っても、それは無理ですよ。ちゃんと書面で、安倍総理の今までの説明、三カ月の説明と違うことが書面で来ている以上は、それをもし否定するのであれば、書面で出さないとそれは説得力がないのは当たり前じゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 そうすると、あ、今、何か黒岩委員が。また久兵衛について何かアドバイスしているんですか。

○棚橋委員長 黒岩傍聴人、恐縮ですが、院内の秩序を乱すようなことはやめてください。

○安倍内閣総理大臣 これは……(発言する者あり) これは不規則発言じゃなくて、正式な発言です。

○棚橋委員長 御静粛をお願いします。

また、傍聴人は院内の秩序を乱すような行為はやめてください。

○安倍内閣総理大臣 私の目の前で質疑者と傍聴人が議論するというのは余り見たことがない光景でありましたから、そういうことかな、こう申し上げたところで、よろしいですか。はい。(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛に。

○安倍内閣総理大臣 そこで、では、毎回、私の答弁について、いろいろなやりとりについて、全て書面でなければならないということになれば、これは議論にならないわけでございまして、今回も私の責任で、内閣総理大臣として、まさに筋を言っているわけでありまして。総理大臣として、事務所経由でホテル側に伺いを立て、では、ホテル側が私にいいかげんなことを言っているとあなたはおっしゃっているわけ、うちの事務所もいいかげんなことを言い、私もいいかげんなことを言っているとやっているわけですか。

そうではないわけでありまして、正式にこうやって私はお伝えをしているわけでありまして、その形式いかんにかかわらず、まさにこれは、全日空側から、私、先ほど申し上げましたように、私の事務所が全日空ホテルに確認をしたところ、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないとのことでありまして、この趣旨について、私の事務所が全日空側に、このいただいたお答えについては私が国会でお答えをしますよということを伝え、その上において、全日空側から確認をとった上で伝えられたものでありまして、それを、そもそもそれは信用できないということは、そう言われたからこのようにやっているにもかかわらず、それを信用しないということであって、それを更にまた文書で確認しなければならないといっても、それは、そこまで私が全日空にやらなければいけないことなのかということはいかがなものか、こう思っているところでございます。

○山井委員 いや、これは書面でこちらが正式に出しているんですから、それを否定するのに、書面を出せば簡

単じゃないですか。けさも、これは一時間で返ってきているんですよ。書面を出せば簡単な話じゃないですか。なぜこれは書面を出せないんですか。

もしこれ、書面を出せないんだったら、議論が先に進まないじゃないですか。三カ月間も、ああでもないこうでもないと言って、ここに来て、正式にホテルから安倍総理の答弁が違うという趣旨のこれが来ているんですよ。そのことは非常に重いんです。書面を出せないというのであれば、これは水かけ論でありますから、これ以上審議はできません。

○安倍内閣総理大臣 これは今まさに山井委員が言われたように、今後、いろいろなことで、書面が出てこないんだったら審議に応じないという、これはまさに前例になるわけですか。今後、さまざまな議論がなされますよね。そこですぐに書面を出すといっても、それはすぐに出せませんよ。当たり前じゃありませんか。書面を出さない……（発言する者あり）

○棚橋委員長 御静粛をお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 書面を出さなければ議論ができないということで、一々、これはまさに一々ですが、一々審議がとまっていたのであれば、それはまさに委員会として議論がなかなか進んでいかないということになりかねないわけでもあります。

つまり、これは、まさに先ほど申し上げましたように、今、だって、山井委員はそこに座ってしまって、この委員会の進行をどうするかということだったんだろう、こうと思いますが、そうであれば、今後もそういうわけにはいきません。

まさに、最初、午前中言われたのは、全日空ホテルに確かめてくれということでありましたから、短い時間ではありましたが確かめて、全日空側からこのように回答を得て、その回答において、私が、総理大臣が総理大臣として委員会でお答えをしようとしているということをお方に伝え、先方はその上において答えているわけでございます。

そして、それが全く価値がないということであれば、なぜ、じゃ、それを最初から私に要求しなかったのかということでもあるわけでありまして、全く価値がない、こうみなされるのであれば、我々の努力、あるいは全日空がしっかりと検討した上での答えは何だったのかということにもなるわけでありまして、それは誠実に全日空側も対応しておりますし、私ももちろん、私の事務所も誠実に対応していただいているところでございまして、その努力を全く認めない、要望をしていて、それに応えたにもかかわらず、努力を全く認めないということであれば、更にまたこれから全日空側にそういう要求を出していくということは、これはいかがなものか、むしろそれは皆さんが全日空側に確認をされたらよろしいのではないかと、こういうこととさせていただきます。

○山井委員 説明責任は、安倍総理、あなたにあるんですよ。余りにも不誠実です。これ以上質問できません。（発言する者、退場する者あり）

○棚橋委員長 皆さん、お待ちください。

本日、予算委員会は新型コロナ等に対する集中審議です。国民の皆様が見ていますので、どうか御退席なされないよう。質疑を続けてください。本日の集中審議は新型コロナ対策等の集中審議です。質疑を続けてください。御着席の委員の皆様方に申し上げます。

会議は続いておりますので、本日の予算委員会、御承知のように新型コロナウイルス対策等の集中審議でございますので、しばらくこのままお待ちください。退席された方々にもう一度議場に戻ってくるよう促してまいります。

それでは、委員の皆様方に申し上げます。

退席された野党の委員の呼び込みに、与党の理事に、御出席いただくようお願いに行っていただきますので、その間、速記をとめます。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 それでは、速記を起こしてください。（発言する者あり）

では、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 それでは、速記を起こしてください。

それでは、山井君の質問を続行いたします。山井和則君。

○山井委員 先ほども申し上げましたように、「桜を見る会」を追及する法律家の会が立ち上がり、政治資金規正法違反、公職選挙法違反で、多くの法律家の方々が刑事告発を検討されておられます。つまり、今回の前夜祭、また桜を見る会は法律違反の疑いがあるんじゃないかと。

それについて安倍総理がこの三カ月間おっしゃってきたこと、残念ながら、壊れたテープレコーダーのように、時間稼ぎで何回も何回もその答弁をする。

そして、けさやっと出てきたこの全日空ホテルの回答。率直に言って、全日空ホテルが虚偽の回答を私たちにする理由って全くないんですよ。全くないんですよ。これは、全日空ホテルの広報が責任を持って正式に出された書類です。それに対して安倍総理が、口頭で聞きましたと言って、何か否定するようなことをおっしゃっても、それは残念ながら信頼することはできません。

これは、「個人・団体を問わず、貴ホテルの担当者が金額などを手書きし、宛名は空欄のまま領収書を発行したケースがあったでしょうか。」安倍総理、「ございません。弊ホテルが発行する領収書において、宛名を空欄のまま発行することはございません。」おまけに、このことについて、「主催者が政治家および政治家関連の団体であることから、対応を変えたことはありますか。」「ございません。」例外はないと文書で正式に回答しているんですよ。

それを、民間の企業の有名なホテルの回答を、口頭で確認しましたと言われても、それは、では、安倍総理はこのホテルの回答に何か虚偽があるとおっしゃるわけですか。安倍総理、お答えください。

○安倍内閣総理大臣 いや、そもそも、午前中の質疑において……（山井委員「私の質問に答えてください。同じ答弁は結構ですから」と呼ぶ）

○棚橋委員長 まず御静粛に。答弁を聞いてから質問してください。（山井委員「同じ答弁は結構ですからね」と呼ぶ）答弁を聞いてから質問してください。御静粛に。

○安倍内閣総理大臣 午前中に、今まさに読まれたその文書について、その文書を辻元議員が読まれて、そして、これについて私に全日空側に確認してくださいと言われてたから、全日空側に私の事務所を通じて確認をしたわけでありまして。ですから、私は、全日空が虚偽の答弁をしていると言っているのではありません。（山井委員「そうですよね。わかりました」と呼ぶ）

いや、その上において、同じように文書を読まれたから申し上げますと、私の事務所が全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないとのことであった。

桜を見る会前日の夕食会は、平成二十五年、二十六年及び二十八年の三回は全日空ホテルで実施をする。私の事務所の職員はホテル側と事前に段取りの調整を行ったのみであり、明細書等の発行は受けていないとのことでありました。

また、領収書については、一般的に宛名は上様として発行する場合があります、夕食会でも上様としていた可能性はあるとのことでありました。

いずれにいたしましても、これまで私が繰り返し答弁してきたとおり、夕食会の食費については、ホテル側との合意に基づき、私の事務所の職員が会費を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受け付け終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払いがなされたとのことでありました。

○山井委員 今、安倍総理、重要な答弁をされましたね。やはり安倍総理も、この全日空ホテルの回答は虚偽ではございませんということをお認めになりました。

この全日空ホテルの回答は……（発言する者あり）

○棚橋委員長 御静粛に、御静粛に。

○山井委員 「主催者が政治家および政治家関連の団体であることから、対応を変えたことはありますか。」「ございません。」「例外はないということを確認に文書で書いてあります。そうなんですよ。文書で回答したことは、

安倍総理といえども変えることはできないんですよ。

安倍総理、私がもし安倍総理の立場であれば、野党から文書回答が出てきたら、もしそれに疑義があるのであれば、私だったら文書で回答を求めます。それが普通だと思いますよ。この国会は正式な場ですからね。安倍総理の言うことが本当なのか虚偽が含まれているのか、これは非常に重要な問題です。

さらに、この議論は、先ほど申し上げましたように、全日空ホテルは虚偽の回答をする理由は全くありません。ルールとしては……（発言する者あり）

○棚橋委員長 御静粛にお願いします。

○山井委員 ルールとしては、「ホテル主催ではない数百人規模のパーティー・宴会で、代金を主催者でなく参加者個人一人ひとりから、会費形式で貴ホテルが受け取ることはありましたか。」「ごさいません。」と明確に答えています。

ルールを言って、四番目の回答で、例外は政治家によってもないと。もうこれはファイナルアンサーなんです。ファイナルアンサーなんです。もしそれを安倍総理が変えたいというならば、虚偽でないということは、今、安倍総理、この回答が虚偽でないということは、やはり安倍総理が今までおっしゃってきた、領収書を受けて、明細書を受けていないというのは、事実と違うということじゃありませんか。

私、安倍総理に一つ確認したいと思います。

領収書はホテルから出してもらっていないということをごさいますということをおっしゃいましたね。それは、全日空ホテルがそう説明したんですか。お答えください。

○安倍内閣総理大臣 まずですね……（山井委員「いやいや、私の言ったことにお答えください」と呼ぶ）いやいや、ちょっと落ちついて聞いてください。

まず、山井委員がおっしゃったのは、最初いみじくも御本人がおっしゃったように、安倍事務所のことを聞いているのではないですよとおっしゃった。まさに、ですから、一般論としてお答えを全日空はされたんだろうなとした。そして、ここは正式の場ですからねとおっしゃった。そうなんです。私が答えたことは議事録に残ります。その上で私もお答えしている。そのことも全日空は承知をして答えた。私の事務所が全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないとのことであったわけであります。

まさに、これが全日空の私に対する答えであって、私が、山井委員がおっしゃった、正式の場であるこの予算委員会で答えることを前提として全日空側は私の事務所に答えたということであります。

それと、今、領収書を……（山井委員「明細書を出していないということをおっしゃった。（山井委員「明細書と言いました」と呼ぶ）いや、領収書とおっしゃった。（山井委員「明細書です」と呼ぶ）あ、訂正ですか。じゃ、ちょっと今、正式に訂正された方がいいですよ。

○棚橋委員長 じゃ、山井和則君、再度質問を。

○山井委員 明細書を出していないということだと安倍総理はおっしゃいましたが、それは全日空ホテルが安倍事務所に明細書を出していないとおっしゃったんですか。

○安倍内閣総理大臣 これはもう何回も答えておりますので、これをちゃんと聞いていただければわかったと思うんですが、桜を見る会前日の夕食会は、平成二十五年、二十六年及び二十八年の三回は全日空ホテルで実施、私の事務所の職員はホテル側と事前に段取りの調整を行ったのみであり、明細書の発行は受けていない、要するに私の事務所は受けていないということであったということであります。

また、領収書については、一般的に宛名は上様として発行する場合があります、夕食会でも上様としていた可能性はあるということであった、こういうことをごさいます。

これはもう今申し上げたとおりでございまして、このことについて、今、これについて私が余計な解釈をつけ加えることはできません。これが、事務所側と全日空側との話の中で、全日空側との合意の上で今申し上げているということをごさいます。

○山井委員 その合意の上というか、ちょっと私の質問に答えてもらえませんか。全日空側が明細書は安倍事務所に出していないと本当におっしゃったんですか。イエスカノーでお答えください。

○安倍内閣総理大臣 ですから、これは、今申し上げましたように、私の事務所の職員はです。(山井委員「そうでしょう」と呼ぶ) そうでしょうって、ずっとそう申し上げているではありませんか。フルに申し上げれば、桜を見る会前日の夕食会は、最初から申し上げますと、あくまで……(山井委員「もう壊れたテープレコーダーみたいなことはいいですよ、同じ話はいい」と呼ぶ) いや、これは大切ですから。(発言する者あり)

○棚橋委員長 まず、答弁中ですから御静粛に。

○安倍内閣総理大臣 私の事務所が全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないということでございますから、それはそういうことであるということでもあります。以上であります。

そして、その上において、先ほど申し上げましたように……(山井委員「それは結構です、結構です」と呼ぶ) ここが何かよくわかっておられなかったのです。よろしいですか。(山井委員「結構です」と呼ぶ)

○山井委員 つまり、安倍総理の巧妙なところは、全日空ホテルが言ったこととその後の安倍事務所の主張を、あたかも全て全日空ホテルが言ったかのように言っているんですよ。だから、紙で出してもらわないとだめなんですよ。

安倍総理、大事なところですよ。ということは、確認しますが、安倍事務所に明細書を出していないということは全日空ホテルは明言したんですか、していないんですか。イエスカノーでお答えください。

○安倍内閣総理大臣 これについては、申し上げましたように、今お答えをさせていただいたように、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり……(山井委員「そんなこと聞いていない。イエスカノーか」と呼ぶ)

○棚橋委員長 ちょっと御静粛をお願いします。(発言する者あり) 御静粛をお願いします。

○安倍内閣総理大臣 個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないということでございます。

なお、さらに、加えまして、この明細書については、営業の秘密、これはニューオータニと同じであります、明細書についても営業の秘密であることからお答えはできない、また、いわば出すこともできない、こういうことでございました。

そして、先ほど申し上げましたように、私の事務所の職員はホテル側と事前に段取りの調整を行ったのみであり、明細書等の発行は受けていないということでございました。

○山井委員 ということは、ノーなんですね。やはり明細書を安倍事務所に出していないということは言っていないんじゃないんですか。言っていないんじゃないんですか。それだったら、正直に最初から、その話は安倍事務所の見解ですと分けて言わないとだめですよ。何か、聞いていたら、全日空ホテルも明細書を出していないと言ったかのようにこれは聞こえますよ。そこは一番重要なところですよ。

ということは、この書面では、明細書は必ず出すと書いてあるんですよ、書面で。でも、口頭の確認では、そのことの確認、否定する確認、できていないんじゃないんですか。

安倍総理、はっきりしてくださいよ。はっきりしてくださいよ。もしこの回答が虚偽と言うんだったら、全日空ホテルが明細書を安倍事務所に出したかどうか。結局、個別のことは私たちは聞きませんよ。だからルールを聞いているんですよ。

だから、正式に書面でルールを聞いて、明細書は必ず出します、それは政治家であれ政治団体であれ例外はありません、これでもう答えなんですよ。この書面の答えに対して、安倍総理の、安倍事務所の口頭の反論は、全く反論になっていないんじゃないんですか。

ですから、安倍総理、国民は、それはどっちが本当のことを言っているのかなど。答えは一つですよ。事実の一つですよ。書面で回答している方か、口で言っている方か。私は書面を信用します。もし口頭を信用してほしいとおっしゃるんだったら、安倍総理も全日空ホテルから書面の回答をもらえるべきじゃないですか。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私は別に、この書面の、余り大きな声を出さなくてもよく聞こえますから。この書面の回答を私は否定しているわけでは……(山井委員「そうでしょう」と呼ぶ) いや、そこで相づちを打つ必要はありません。



せんが、最初から私は、これは、書面の全日空の回答については、最初から一貫して否定しているわけではありません。

一方、私の事務所から全日空に確認したところ、ずっと首を振っておられますが、少し聞く耳を持っていただきたいと思いますが、私の事務所が全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論としてお答えをしているということでもあります。

一般論としてお答えをしている。これは、いわば営業の、いわば広報からとして、一般的なお問合せがあったときに一般論としてお答えをしているということなんだろう、こう思うわけですが、いずれにいたしましても、全日空からの回答において、辻元議員にはあくまで一般論でお答えをしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないということでもあります。

そして、私は先ほど合意という表現を使いましたが、これはまさに、これをお答えをさせていただきますよということを全日空側に私の事務所からお伝えをし、全日空側も、それで結構ですということを伝えてきたので、私は、まさに、山井委員がおっしゃった、正式の場である、ここは議事録も残るわけでありますから、この場で、これは単なる、いわば口頭のやりとりということではなくて、まさにそれを私はこの委員会で申し上げているということになります。

なお、この委員会でこうやって私が、またあるいは政府側がこの質問に答えることが、例えば書面でなければ信用できないということになれば、それはもう、これは全部書面でやりとりをしなければならなくなってくるという話にもなるわけですが、書面だから信用できる、書面でなければ信用できないということではなくて、従来から申し上げているとおり、これは、まさに全日空側に、ここで正式に総理大臣としての答弁として申し上げるということで確認をとって、先ほど来申し上げているとおりでございます。

○棚橋委員長 山井委員、御承知でしょうが、申合せの時間が過ぎております。

ただ、御会派内の時間ですから、次の質問者の時間が短くなる分で質問される分には、御会派の中で調整してください。

○山井委員 はい。質疑時間が終わりましたので終わらせていただきますが、ここまで言ってもかたくなに書面を出せない、出さないということは、いかにも怪しいなと思わざるを得ませんし、なぜならば、これで、明細書も出していた、それを隠していた、実際領収書を出すという安倍方式もやっていなかったということになれば、これは、安倍事務所、安倍総理側の政治資金規正法違反、公職選挙法違反になる可能性がありますから、そういう意味では、どうしても書面を出したくないのではないかと思わざるを得ません。

以上で質問を終わらせていただきます。